

令和3年10月28日

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 御中

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目12番17号

Martial Arts タワー

電話：03-3505-5333/FAX：03-3505-5334

弁護士法人 Martial Arts

株式会社 ALL&ソリューションズ代理人

弁護士 高田 優 兎



ご連絡

前略

当職は、株式会社 ALL&ソリューションズの代理人として、貴団体から頂いたお問い合わせ兼再申入書（令和3年10月18日付け）に対して、以下ご回答させていただきます。

1、 契約事項説明書第7条、重要事項説明書第7条

(1) ご指摘頂いた内容は、以下に変更致します。

「着手後である場合、実稼働部分、成功の有無によって成功報酬費をお支払い頂きます。なお、通常、ご契約日及び翌日には以下の業務を行いますので、解約時までには下記の業務を行っている場合には、以下の各金額を実稼働に要した費用として頂きます。

・ ご契約日当日の下見（28,000 円）

下見場所 : 依頼宅・勤務先

調査料金 : 7,000 円/時間（一人あたり）

最低必要時間 : 2 時間

調査人数 : 2 名

・ご契約日当日又は翌日の下見 (28,000 円)

下見場所 : 対象宅・実家・別居先・2 対宅等の調査対象場所

調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)

最低必要時間 : 1 時間

調査人数 : 4 名

・契約翌日のブリーフィング (28,000 円)

最低必要時間 : 1 時間

調査料金 : 7,000 円/時間 (一人あたり)

参加人数 : 4 名 (面談員・調査管理者・調査員 2 名)」

なお、最低必要時間は、いずれの案件でも必要となる最低限の時間となります。」

(2) 上記の趣旨

通知人の業務として、ご契約当日、確認のために速やかに依頼者宅・勤務先の下見を行い、そこで問題がなければ、引き続き、調査を行う場所の下見を行うという流れになっています。そのような趣旨で、従前修正していましたが、わかりやすくするため、記載をさらに修正しました。

2、 契約事項説明書 第 9 条

申入れのとおり、通知人の契約事項説明書第 9 条は削除致します。

以上、よろしくお願ひ致します。

草々